介護サービス事業者等における事故等発生時 の報告及び苦情等の取扱いについて

~ 令和3年3月1日西宮市要領 ~

西宮市法人指導課

事故等報告の範囲について(1)

(1)-1 サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ①「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含まれます。 また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる 間は「サービスの提供中」に含まれます。
- ② ケガの程度については、**外部の医療機関で受診を要したものを原則とする**が、それ以外でも家族等 に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、市に対しても報告してください。

ただし、訪問サービスにおいては、次の場合、市への報告は不要としますが、処置した内容は記録し て保管しておいてください。

- ・サービス提供を開始する前(訪問時)や利用者の体調変化等のために利用者等からの要請により緊 急的に訪問した際に、利用者の状態変化によって緊急搬送や臨時受診(往診を含む。)を行った場合。
- ・平時から利用者の急変等に対する緊急時対応が予測され、当該緊急時対応が居宅サービス計画 等に位置付けられている場合に、利用者の状態変化によって緊急搬送や臨時受診(往診を含む。)を 行った場合。 令和2年度西宮市介護保険サービス事業者等集団指導(令和3年3月25日)【資料10】

事故等報告の範囲について②

(1)-2 サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

- ③ <u>事業者側の過失の有無は問いません</u>(利用者の自己過失によるケガであっても②に該当する場合は報告してください。)。
- ④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、<u>死因等に疑義が生じる可能性のあると</u>き(トラブルになる恐れがあるとき)は、市へ報告してください。
- ⑤ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市へ連絡若しくは報告書を再提出してください。

事故等報告の範囲について③

(2) 食中毒及び感染症等の発生

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とします。

ただし、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、感染性胃腸炎(ノロウイルス)や疥癬の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合並びに新型インフルエンザ等に係るクラスター(集団発生)サーベイランスの報告を健康福祉事務所(保健所)に行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合も、市へ報告してください。

また、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応してください。

事故等報告の範囲について4

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるものについて報告してください。

例えば、利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故などが報告していただく ことに該当します。

なお、職員(従業者)による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第124号)」の規定に基づき、市へ通報してください。

事故等報告の範囲について5

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

利用者や利用者家族等と重大なトラブル(訴訟等)となる 又はなる恐れがある場合等は、事前に市に報告してください。

事故等報告の手順について①

(1) 事故後、事業者は、速やかに市へ電話又はFAXで報告する (第一報)

- ① 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市の受付者の名前を確認してください。また、FAXの場合でも市へ到着したかどうかを確認してください。なお、FAXの報告書には個人情報に該当する部分(標準書式の場合の「対象となった被保険者番号・氏名・要介護度」の欄など)を伏せて送付し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意してください。
- ②「速やかに」の期限については、<u>最大限の努力をして可能な範囲</u>とします。例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合は、翌朝早くに報告を行う、金曜日夕刻に事故が発生した場合は、土日の間にFAXを入れ、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力してください。
- ③ FAX等に使う書式については、西宮市の書式を標準とします。(後述)
- (1)(2)(3)の順に、同じ書式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形でも差し支えありません。

事故等報告の手順について②

- (2)事故処理の経過についても、電話又はFAXで適宜報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式(ウの「事故報告書」)を用いて、文書で報告する。
- (4) 各事業者は、保険者、利用者(利用者の家族を含む。)及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

報告の書式①

報告の書式については、本市ホームページ内からダウンロードしてください。

介護保険事業者等 事故等報告書(事業者→市町)

											4	令和	年		月	日	
	法人名																
1事業所の概要	事業所(施設)名																
	事業所番号																
											電話番号						
	所在地										FAX番号						
											メールアドレス						
	記載者職氏名																
	サービス種類		居宅介	護支援				訪問			訪問入浴介記	蒦		訪問看記	蒦		
	(事故が発生した		訪問リハビリテーション						它療養管理指導		通所介護			通所リノ	ヽビリテ·	ーション	
	サービス)		短期入所生活介護					短其	明入所療養介護		特定施設入居者生活介護			——福祉用具貸与			
		特定福祉用具販売						介語	雙老人福祉施設					介護療	奏型医療	施設	
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護					夜間	引対応型訪問介護		地域密着型证	也域密着型通所介護 域密着型特定施設入居者生活介護		1	対応型通		
								認知組	症対応型共同生活介護 (1)		ł - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				介護老人福祉	施設入所者	
	 ※予防(第1号事		看護小規	草多機能	型居宅	介護		介語	隻予防支援		₩ 軽費老人ホ-	- <i>L</i>		生活介護			
	業)サービスを含む		お泊りデイサービス						€医療院	有料老人ホーム(特定施設を除く)							
		サービス付き高齢者向け住宅(特定施設を除く)															
2 対 象	氏名・年齢・性別		-						年齢:	性別	J :	要支援・	支援・要介護度 :				
	被保険者番号								サービス提供	日	年 .		月	日			
者	住所																
年月日時分 【 介護中 食事中											その	他(]		
	発 生 場 所																

報告の書式②

本市ホームページの場所はこちらです。

市ホームページ 事業者向け情報 →社会福祉法人・施設等関連情報→

→社会福祉法人・施設等の指導監査→**介護サービス事業者等における事故等発生時の報告及び苦情等の取扱いについて**



事故報告(集計・分析結果)について

報告のあった介護サービス事業者等における事故報告書の集計・分析結果を公表します。 今後の事業運営及び介護事故防止にご活用下さい。

市ホームページ 事業者向け情報 →社会福祉法人・施設等関連情報→ →社会福祉法人・施設等の指導監査→**介護サービス事業者等における事故等発生時の報告及び苦情等の取扱いについて**

事故報告(集計・分析結果)について

西宮市に報告のあった介護サービス事業者等における事故報告書の集計・分析結果を公表します。今後の事業運営及び介護事故防止にご活用下さい。

原則として、1年に1回更新する予定です。

公表資料

● 令和2年度 介護サービス事業者等における事故報告(集計・分析結果)【暫定版】(PDF: 752KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。 お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ